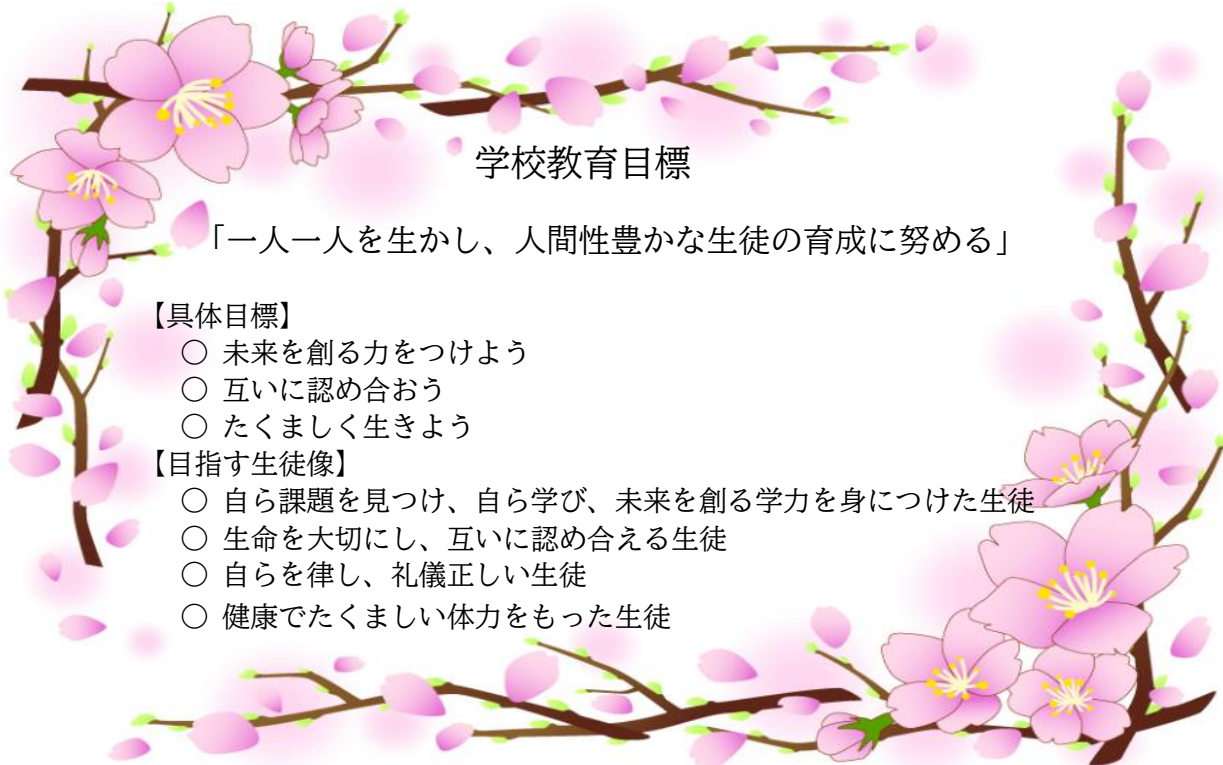




学校教育目標

「一人一人を生かし、人間性豊かな生徒の育成に努める」

【具体目標】

- 未来を創る力をつけよう
- 互いに認め合おう
- たくましく生きよう

【目指す生徒像】

- 自ら課題を見つけ、自ら学び、未来を創る学力を身につけた生徒
- 生命を大切にし、互いに認め合える生徒
- 自らを律し、礼儀正しい生徒
- 健康でたくましい体力をもった生徒

新年度のスタートにあたり

校長 野上 浩資

校長として着任し、2年目を迎えました。昨年度以上に生徒一人一人が充実した学校生活を送ることができるよう、職員一丸となって努力してまいります。

さて、4月8日の入学式で新入生99名を迎え、飯山満中学校の全生徒334名、教職員35名で新年度がスタートしました。入学式の式辞では、「自分を大切に」「他人を大切に」の2つについて話し、新入生を含めた全校生徒一人一人が大切な存在であることと、自他の尊重と研鑽によりたくましく成長してほしいという思いを伝えました。新入生呼名の際の、明るく元気な返事もとても印象的でした。

また、始業式では2・3年生に対して、夜空の中心に位置し「目当て星」と呼ばれる北極星を引き合いに出し「目標をもつこと」と、「現在の自分は、過去の結果であり未来の原因である」ことから「今を大切にすること」について話をしました。入学式の参加態度や校歌の歌声がとても素晴らしく、2年生は中堅学年としての、3年生は最高学年としての、これからの活躍がとても楽しみになりました。

次に、4月8日、10日の保護者全体会では以下の3点について話をさせていただきました。

【1 学校経営について】

学校教育目標の「一人一人を生かし 人間性豊かな生徒の育成」を目指し、何よりも、「生徒と教職員が安全に安心して信頼関係の中で教育活動ができる学校づくり」当たり前ですが、「生徒が希望を持って登校し、学校生活に満足して下校できる学校づくり」保護者の方からも、「通わせてよかったと思ってもらえる学校づくり」を行っていきます。

【2 授業改善について】

中央教育審議会前会長の記事では、以下のように述べられています。
これからの社会を生きていくための学力を3つの視点で考えられる。

- ① 「学んだ力」：教室で学んだり、本を読んだりして得た知識
- ② 「学ぶ力」：学んだことを組み合わせたり、活用できる力
- ③ 「学ぼうとする力」：今はまだ①②も十分な力をもっていない人でも、学習意欲が高ければ、その人には大きな将来性がある。社会の場面では、「学ぼうとする力」を持っている人が強い。

本校では、この「学ぼうとする力」を身に付けられるよう、一斉授業における教師の教え込みの授業に偏ることなく、生徒の主体性を重視した、個別最適化された学び、協働的な学び、探求的な学びの研究実践に全校を上げて取り組んでいます。この実践には ICT を活用することが大変効果的であるため積極的に使用し、「学ぼうとする力」を育みます。

【3 日課時刻の変更について】

以下2点から、日課時刻の変更を行いました。

- (1) 生徒の放課後の時間（特に部活動の時間）を年間通じて安定的に確保するため
- (2) 教職員の働き方改革の一環として、最終下刻時刻を一律にすることで生まれた時間で次の教育活動への準備をする時間が確保でき、生徒にいい形で還元できるため

今年度も、教職員一同、生徒たちと真摯に向き合い、心をつ一つにして様々な教育活動に取り組んでまいります。今後とも皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

【4月8日（火）入学式】

桜の木がこの日を待っていたかのように桜の花が満開に咲くなか、第43回入学式が行われました。真新しい制服を身に包み、期待と不安の中、新入生99名が飯山満中学校に入学しました。担任の先生の呼名に大きな返事で答える姿は、これから始まる中学校生活への熱い思いがうかがえました。式中では、新入生の代表生徒が「新入生誓いの言葉」を堂々とした姿で発表し、在校生は生徒会副会長の温かい「歓迎の言葉」と校歌の歌声で迎えていました。



【4月10日（木）新入生歓迎会】

生徒会本部役員、委員会、部活動の紹介を、上級生が工夫をこらして、発表していました。1年生は、映像や実演を真剣まなざしで見っていました。1つずつ飯山満中学校の生活を知り、充実した学校生活にしていけることを願っています。感謝の気持ちを込めて先輩方へのメッセージを作成して掲示しました。



【教育委員会からのお知らせ】

☆就学援助制度について☆

「就学援助制度」は、経済的な理由により学校において必要となる諸経費についてお困りの保護者に対して、その一部を援助する制度です。就学援助の認定者は校外活動費等の補助や給食費の免除が受けられます（但し、学校徴収金は納付が必要です）。申請を希望する方は、学校・教育委員会学務課・船橋駅前総合窓口センターにある「令和7年度就学援助 申請書 兼 同意書」（市ホームページからもダウンロード可能）に必要事項を記入し必要書類を添付して、学校へ提出してください。解雇や傷病による失業等特別な事情がある方は令和7年の収入での審査が可能な場合がありますので、教育委員会学務課までお問い合わせください。

問合せ先：

就学援助制度について 学務課 047-436-2852

学校給食費について 保健体育課 047-436-2418

市ホームページ

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kodomo/teate/005/p008693.html>

※船橋市外から通学されている方は、住所地の教育委員会就学援助担当課へお問い合わせください。

☆合理的配慮の提供について☆

1 障害者差別解消法とは

平成25年6月19日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。これにより、平成28年4月1日から、公立学校では、障害者に対して、障害を理由とする差別が禁止されるとともに、合理的配慮の提供が義務となります。

2 合理的配慮とは

「合理的配慮」とは、障害のある子どもが他の子どもと平等に勉強や学校生活を送ることができるように、次の3つがあげられます。

- ①学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと
- ②障害のある子ども一人一人に応じて、個別に必要とされるもの
- ③実施できる人がいること、また金銭的に提供が難しいもの

3 学校における合理的配慮例

(1) 肢体不自由のAさん

【状態】両足にまひがあり、車いす使用。エレベーターの設置が困難。

○教室を1階に配置。

○車いすの目線に合わせた掲示物等の配置。

○車いすで廊下を安全に移動するための段差の解消。

(2) 聴覚過敏があるBさん

【状態】大きな音が苦手で、イヤーマフや耳栓等で調節している。

○運動会はピストルではなく、ホイッスルを使用する。



4 合理的配慮提供までの流れ

① 申 出

①障害者差別解消法においては、合理的配慮の提供について、本人や保護者から申出（意思の表明）を行います。

② 検 討

②「過度の負担かどうか」「実施可能かどうか」を学校等が、代わりの案はないかどうかも含めて、一人一人について考えます。

③合意形成

③合理的配慮の決定については、本人・保護者と話し合いながら行います。

④個別の教育支援計画への明記

④決定された合理的配慮については、個別の教育支援計画に記入します。また、個別の指導計画にも活用していきます。さらに、進学するときには、次の学校に引継ぎます。

⑤ 評価 ・ 修正

⑤校内委員会等で定期的に評価し、再度、本人・保護者と話し合いながらよりよいものに修正していきます。